平成２２年（フ）第９３１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目2144番地17 大和田荘101号室
債務者　鹿取　トヨ
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３６号
さいたま市西区三橋５丁目598番地16　第２配島ハイツ202号
債務者　森　　幸子（旧姓中居）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１６号
埼玉県朝霞市根岸台４丁目13番４号　コーポ十和田202
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１７号
埼玉県朝霞市根岸台４丁目13番４号　コーポ十和田202
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
新潟県長岡市中之島6487番地４
債務者　田辺　佳弘
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４１８号
愛知県北名古屋市二子曙３番地　アーバンコート103号
債務者　伊藤　生男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１９号
愛知県東海市高横須賀町北屋敷98番地の２ プリンスハイツ横須賀304号
債務者　福田　千絵
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９５号
名古屋市守山区桔梗平２丁目2412番地　グリーンコーポ守山Ｃ棟101号
債務者　大塚　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１０号
名古屋市熱田区大宝３丁目２番30号　コンフォートピア・アツミ６－Ｂ号
債務者　鶴田　裕士
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１１号
名古屋市熱田区大宝３丁目２番30号　コンフォートピア・アツミ６－Ｂ号
債務者　鶴田美邦子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６６号
愛知県豊田市錦町２丁目25番地　第２サンハイツ川原103号
債務者　福岡　涼子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
愛知県豊田市桑原町下清泰地232番地、旧住所滋賀県栗東市川辺102番地１　第２カトレアハイツ501
債務者　片桐　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
三重県伊勢市一之木５丁目14番15号
債務者　福田五十鈴
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
青森県十和田市西十五番町５番65号
債務者　杉山　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３０１号
さいたま市見沼区東大宮４丁目56番地４　ベルツリー幸和106号室、旧住所さいたま市見沼区東大宮２丁目16番地５
債務者　石塚　昭夫
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５５号
埼玉県川口市大字東内野209番地の３
債務者　杉山　静男
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５６号
埼玉県川口市大字東内野209番地の３
債務者　杉山　黎子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係